

経営安定関連保証4号について

経営安定関連保証4号とは、突発的災害（自然災害など）の発生に起因して売上高などが減少している中小企業者を支援するための措置です。この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

事由名	新型コロナウイルス感染症
指定期間	令和2年2月18日（火）から令和6年6月30日（日）まで
対象地域	47都道府県
対象者要件	詳しくは裏面をご覧ください

令和5年10月1日から資金使途が借換に限定されました。

令和5年10月1日以降の市区町村に対する認定申請分から、セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症）における資金使途が借換に限定されました。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。

取り扱い変更に伴い、令和5年10月1日から、認定申請様式が変わりました。従来の様式では申請できませんので、ご注意ください。

◎留意事項

- 申請書及び売上高等記入書類に記入された数値等については、原則として裏付けとなる書類を提出していただく必要があります。
- 金融機関等の方が申請業務を代行する際は、委任状が必要となります。
- 申請書等に記載された金額等に誤りがある場合、訂正印として会社の代表者印（丸印）を押印していただくこととなりますので、可能であれば代表者印を持参してください。
- 認定書は、申請日からおおむね2日後（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）の午後1時以降に商工観光課の窓口でお渡しします。

◎申請に必要な書類（*：指定用紙）

* (1) 経営安定関連保証4号 申請書（2通）
* (2) 経営安定関連保証4号 売上高等記入書類（1通）
(3) 【法人のみ】履歴事項証明書（法務局・3か月以内のもの）の写し（1通）
(4) 【個人のみ】直近の所得税の確定申告書の写し（1通）
(5) 直近の決算書のうち、決算報告書の写し（1通）
(6) (2)の書類で記入した期間の売上高等が確認できる書類（売上台帳・試算表等）の写し（1通） ※売上高を比較する前年同月がすでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、 原則として同感染症の影響を受ける直前同期と比較してください。 （令和元年の同月まで遡って比較可能です）

※申請書類(1)及び(2)については、該当する対象者要件によって使用する様式が異なります。使用する様式については、裏面をご確認ください。

◎対象者要件と使用する提出書類の様式について

対象者要件	使用する提出書類の様式	
	申請書	売上高等記入書類
(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴1年1ヶ月以上であること。 (2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。	様式第4-②	経営安定関連保証4号②の売上高等記入書類

以下の条件の場合は、運用緩和の様式で申請可能です。

1. 業歴3か月以上1年1か月未満で、前年の売上高と比較できない場合

(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満であること。 (2) 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、20%以上に減少していること。	様式第4-③	経営安定関連保証4号③の売上高等記入書類
--	--------	----------------------

2. 前年以降、店舗や業容を拡大したため、前年等の売上高と比較できない場合

※八潮市において事業を営んでおり、業歴1年1ヶ月以上であることが要件です。

直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、20%以上に減少していること。	様式第4-③	経営安定関連保証4号③の売上高等記入書類
直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して20%以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して20%以上に減少することが見込まれること。	様式第4-④	経営安定関連保証4号④の売上高等記入書類
直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、20%以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して20%以上に減少することが見込まれること。	様式第4-⑤	経営安定関連保証4号⑤の売上高等記入書類

◎申請・問合せ先

八潮市役所 商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111 内線479・384